【国民生活事業】「生活衛生新型コロナ対策資本性劣後ローン」のお申込時にご提出いただく書類＜郵送申込用＞

① 借入申込書**（表面および裏面を両面印刷、または2枚とも出力のうえ、ご提出ください。）**		記入 案内動画
② 最近２期分の確定申告書・決算書のコピー**（勘定科目明細書を含みます。）**（注1）		–
③ 最近の試算表のコピー**（法人営業であって、決算後6ヵ月以上経過している場合または事業を始めたばかりで決算を終えていない方）**		–
④ 事業計画書（新型コロナ対策資本性劣後ローン用）（注２）（注３） ※すでに民間金融機関、ベンチャーキャピタル、投資ファンド等へご提出されている事業計画書もご提出ください。 ※再生支援協議会の関与のもと策定した事業計画書もご提出ください。		記入例
はじめて ご利用になる方	⑤ 法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本（原本）	–
	⑥ 企業概要書または創業計画書**（税務申告未了の場合は創業計画書をご提出ください。）**	–
	⑦ 許認可証のコピー**（飲食店などの許可・届出等が必要な事業を営んでいる方）**	–

その他	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員の方	左記以外の方（注４）であって設備資金をご利用の方
	生活衛生同業組合の長（組合の長から委任を受けた支部長および理事を含みます。）が発行する「振興事業に係る資金証明書」	都道府県知事の「推せん書」（お申込金額が500万円以下の場合は不要です。）

（注１）税務申告が１期しか完了していない方は１期分をご準備ください。事業をはじめて間もない方で税務申告未了の場合はご提出の必要はありません。
（注２）すでに策定されている事業計画書と重複する項目がある場合は、改めて記載していただく必要はありません。
（注３）署名欄には、署名またはゴム印による押印をお願いします。
（注４）生活衛生新型コロナ対策資本性劣後ローンにおいて組合員以外の方の運転資金は、既存融資（生活衛生貸付）のお借換を含む場合のみのお取扱いとなりますが、「新型コロナ対策資本性劣後ローン」では、お借換以外の運転資金、設備資金ともにご利用いただけます。

※上記のほかに、ご面談の際に帳簿等の資料のご提出をお願いしております。また、設備資金をお申込の場合は、見積書をご提出ください。
原則、ご提出いただいた書類はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。